

平成21年度第4回東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:平成22年4月16日)

開催日及び場所		平成22年3月5日(金) 仙台合同庁舎6階第1会議室		
委員		箱木 禮子(大学教授) 藤居 宏一(大学名誉教授) 矢吹 昭夫(司法書士) 東海林 行夫(弁護士)		
審議対象期間		平成21年10月1日～平成21年12月31日		
審議対象案件		304件 うち、1者応札案件 20件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 6件		
抽出案件		13件 うち、1者応札案件 2件 (抽出率4.3%) (抽出率10.0%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率0.0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	5件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			工事希望型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	測量・建設コンサルタント等業務	一般競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	公募型フロホーサル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型フロホーサル	2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型フロホーサル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	物品役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約 (企画競争・公募)	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約 (その他)	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	(特記事項) なし			
	委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
			別紙のとおり。	別紙のとおり。

委員会による意見の具申又は勧告の内容[これらに対し部局長が講じた措置]	なし。
-------------------------------------	-----

事務局： 東北農政局総務部総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>(1者応札・応募への対応状況について) 1者応札・応募への対応として「契約方式の見直しに必要な指示を契約担当官に行うこと」とあるが、指名競争を一般競争に変えさせる等、具体的に見直しを指示したケースはどれ位あるのか</p> <p>(中津山農業水利事業 旧古川排水路(その2)工事) この工事は辞退者が出ている。技術者が重複するので辞退しているのだが、この辞退者の評価値は高く、辞退しなければ本来落札者になっていたと思われる。他の工事でも同様のケースが見られるがこのような場合、技術者が重複して配置できないということをわかっていて応札しているのか、それとも入札結果が出てから辞退するということになるのか。</p> <p>本当に技術者が重複しているかどうかの確認は行っているのか。</p>	<p>数値としては把握していない。平成20年度からこれまで指名競争や随意契約で行われてきたものについて、可能な限り一般競争に移行させる等している。直ちに一般競争に移行できないものは、提案内容で競争させる企画競争等に移行しているが、これについても将来的には総合評価落札方式に移行できるよう検討して行きたいと思っている。</p> <p>入札の辞退については、入札心得等で出来ることになっており、入札の前に辞退する場合と入札後に辞退する場合の二つのケースがある。本件については、同時期に発注された複数の工事に、同じ技術者を登録し、入札に参加することになったが、建設業法では技術者の重複配置は禁止されており、1件でも工事を受注すると他の工事は辞退することになってしまう。入札後に辞退するという状況が発生したものであり、これについても認めている。</p> <p>他の公共工事、例えば市や県、国土交通省等が発注した工事との重複も認めていないが、そこまでの確認行為は行っていない。</p>

(岩木川左岸(二期)農業水利事業 西俣2号幹線用水路(その2)工事

入札執行調書に「予算決算及び会計令第83条により落札者を決定」と記載があるが、これはどのような方法で落札者を決定したのか。

(鳴瀬川(一期)農業水利事業 ニッ石ダム通信設備整備工事)

電気工事関係の落札率が比較的高いと思われる。そのほとんどの工事が98%以上の落札率となっており、この工事は99.9%である。電気工事の関係は、高い率で落札されることが前提なのか。

高い落札率とも関係するが、予定価格を積算する際、基礎的な資料を直接業者から提供してもらうことはないのか。

その場合、その資料を提供した業者も入札に参加することは可能なのか。

資料を提供した業者が有利になるということはないのか。

くじ引きである。4番の者と6番の者が評価値で同点となり、くじ引きを引かせた結果で6番の者を落札者としたものである。

本工事は、18年度に一般競争で行った通信設備に新たなものを付加するという工事である。また入札業者はその時受注した者の一者応札である。積算にあたり数社から見積を徴取しているが、例えば本体改修時の見積は、施設を作っていない他の会社は出せない。全体見積に占める改修の比率が高いことから、このような結果になってしまったと思われる。

積算基準や物価調査会での調査データがあれば、それを使用する。ただし機械関係になると無い場合も多く、そのような場合には例えば5者などから見積を徴取し、その一番最低の見積額を採用している。価格を構成するそれぞれの項目毎に5者の単価を比較し、一番安価なものを採用するという方法で行っている。

可能である。

一番安価な者の項目の全てを採用するのではなく、項目毎に比較し最も安い単価を採用しているので、そのようなことはないと思われる。

一般的に電気工事関係は、そのような傾向なのか。

全国的な傾向だと思うが、総合評価方式が非常に多くなってきている。それで聴きたいのは、総合評価方式を採用するか、しないかの基準があるのかどうかという点。それから総合評価を実施する際の評価体制、特に評価の公正と中立的な評価を担保するためにどのようなやり方をしているのか。3番目としては、総合評価の場合、評価点が1点違った結果、落札価格が100,000千円高くなるという場合もあるので、総合評価と経済性の担保について、次回で結構ですからレクチャーしていただきたい。趣旨としては、総合評価は品質の確保や談合の防止等、非常に良い制度だと思うのだが、運用の仕方によっては新しい種類の随意契約という危険性が、運用の仕方によっては出てくるのではないだろうかということである。

評価体制をどのように作るかということである。おそらく委員会を作って評価していると思われるが、出先の事業所でも委員会を作って、評価の結果を出しているのか。

その点は我々からは全く見えない部分なので、どのような人が、どのような組織で、どのように評価しているのかわからない。外部の専門委員が入った委員会で評価し申告するというのであれば中立性、公正性が担保されているということ

会社数自体が日本では少ないことから、結果的に入札参加者が少ないということもある。

今年度第一回の委員会でご説明させていただいたのが、運用方針でそれで運用させていただいております。

事業所と局の体制は、若干の違いはあるが委員会を設置し評価している。

出先の事業所の場合でも、高度な専門的知見が必要な場合は、国以外の第三者の方が入り審査していただく場合もあるし、規模が小さく機械的に審査出来るような場合については、内部の職員で委員会を構成し審査する場合もあり、案件によっ

が目に見える訳なのだが、地方の事業所だけ公正な評価が行えるのか。

基本的に行政庁に裁量権があるというのは、法律上当然のことだと思うが、総合評価方式というものを、これ以上随意契約化しない為の何らかの方策というものが必要であると思われる。

(迫川上流・荒砥沢ダム災害復旧事業・調整池流入工付帯施設等設計業務)

入札価格を比べてみると、最も高い者は15,500千円の入札しているが、落札者は約9,500千円である。6,000千円の差が発生しているが、この差というのは業者側で積算した人件費の違いによるものなのか。かなりの低入であると思うのだが。

そのようなことであれば、予定価格を変えるべきかと思うのだが。

最低制限価格の引き上げについては、既に県レベルでは引き上げを行ってところもあるようだが、国側での検討についてはどのような状況なのか。中々改善されていないように思われるが。

て違ってくる。

この業務は、設計額が直接業務費 6,100千円、間接業務費 10,000千円に対し、それぞれ 6,150千円、3,300千円の入札金額、見積になっている。当方では歩掛りも単価も公表しているので直接業務費は変わらないことになる。変わるのが間接業務費である諸経費、つまり会社の利益や本社の経費を削減し、入札したものと思われる。

経費については、こちらで決めているのではなく、過去何年間かのデータを元に、経費率の割合を定めている。直接人件費の何パーセントを諸経費にするという率を、統一的に定めておりその率で積算している。

工事の場合は、基準価格を下回ったものに対しては、例えば労働者の確保・雇用、あるいは資材の提供先等の資料を出させ、それに不備があれば排除することになっている。ところが業務の場合はこういうものがないので、技術者を配置し実施可能と言われると排除しきれないのが実態である。そこで第三者の会社による照査

地方自治体の場合は、最低制限価格を設けて入札を実施している。それを下回った場合には排除できるという規定があるが、予決令についてはそのような規定がないことから、国の場合はできないということになるのか。

そうすると運用でどのようにカバーするのかということになると思われる。

(岩木川左岸(二期)農業水利事業 岩木川左岸地区事業計画資料調査電子化業務)

この業務は評価点と価格点を加算方式で評価するのか、技術点の内訳「必須項目」、「任意項目」の得点は何点か。

価格点が50点となっているので、技術点と価格点の割合は2:1となるが、これぐらいの低入になると、技術点が追いつかないというか、ほぼ価格で決まってしまうことになるのでは。

国としては品質を担保する体制が確保されていれば、価格は安ければ安いほどいいということか。

の実施、あるいは現場への常駐等の条件付けをして低入札とならないように品質を確保したいということで行っている。それから、出来型の成果物の検査を厳しく行うこと。それが最終的には会社の評価に繋がってくるので、そういうことで対応している。

現在の会計法では、最低価格落札者制度になっており、会計法を改正しなければできない。

そうである。技術点の内訳は50点ずつで100点が満点である。

そうである。

そうすると事後的にそこまでのチェックが出来るのかという問題が出てくると思う。

最近総合評価方式が導入されているが、予定価格の半分で落札しているようなものは、あまり効果がないという印象である。例えば電話のコールセンターのように地方にバックオフィスのようなものがあり、東京を基準とした賃金と、地方の基準に差があるように地方で請け負った場合は安く出来るという仕組みでもあるのではないかと思われる。

過去何年かのデータを数値化し基準にしているとのことだが、この5年10年で大きく構造変化しているので、最近の傾向にウェイトを置くなど基準づくりにも工夫をした方がいいのかもしれない。10年前であれば正社員の割合が非常に高かったかもしれないが、最近では派遣とか請負など雇用形態も変化しており、平均を取っているから大丈夫という過去の基準はおかしいと思われる。

そうである。

東北農政局だけで答えられる問題ではない。全体的な体系をどうするかという問題なので、本省の考えも聴く等、情報収集したいと思う。